

報告第65号

各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて

各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年7月28日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

合併協定項目番号	23-22	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談室については、合併時に統一する。 ・遺児年金については、合併時に再編統一する。 ・保育時間延長事業については、合併時に再編統一する。 						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
家庭児童相談室	1. 相談業務 2名の家庭相談員が交替で相談 報酬月額 95,000円/名 2. 関係機関との連携調整	—	—	1. 相談業務 2名の家庭相談員が交替で相談 報酬月額 95,000円/名 2. 関係機関との連携調整			
遺児年金	1. 対象 ・現に扶養を受けていた父又は母（養父 母含む）が死亡し、又は3年以上生死不明（遺棄含む）である義務教育終了前の児童 ・市内に1年以上居住(従って1才未満は資格なし)する者 2. 年金支給額 12,000円/年 ただし初回のみ支給事由が生じた月からの月割り支給になる。 3. 申請方法 本人申請（家族） 4. 支給方法 3月口座振替	1. 対象 ・大野原町に住所を有し、義務教育終了前の者かつ父母が死亡しない父又は母を失った者ないし父母又はその一方が3年以上生死不明 2. 年金支給額 12,000円/年（遺児一人につき） 3. 申請方法 ・住民票添付 ・保護者が申請できる 4. 支給方法 9月振込 新たに発生又は消滅のときは月割り	1. 対象 ・町内に住所を有する義務教育終了前の者 父母が死亡した者 父又は母を失った者 父母又はその一方が3年以上生死不明である者 2. 年金支給額 遺児1人につき 13,000円/年 3. 申請方法 保護者が申請を出す 4. 支給方法 毎年9月支給 窓口	1. 対象 ・現に扶養を受けていた父又は母（養父 母含む）が死亡し、又は3年以上生死不明（遺棄含む）である義務教育終了前の児童 ・市内に1年以上居住(従って1才未満は資格なし)する者 2. 年金支給額 12,000円/年 ただし初回のみ支給事由が生じた月からの月割り支給になる。 3. 申請方法 本人申請（家族） 4. 支給方法 3月に口座振替			
保育時間延長事業	1. 通常の保育時間 平日 8時30分～16時30分 2. はずかり保育の時間設定 平日 7時30分～17時30分 3. 希望保育の時間設定 土曜 7時30分～12時30分 4. 延長保育申請方法 時間外保育申込み 土曜希望保育申込み 5. 職員等の体制 平日 16時30分～17時30分 0・1歳児 2名 2・3・4・5歳児 3名 平日 7時30分～8時30分 2名 土曜 11時30分～12時30分 3名 7時30分～8時30分 2名 ・時差出勤・時間外手当 ・施設長は時間外手当なし	1. 通常の保育時間 平日 8時30分～16時30分 2. はずかり保育の時間設定 平日 7時30分～18時00分 3. 希望保育の時間設定 土曜 7時30分～12時20分 4. 延長保育申請方法 時間外保育申込み 土曜希望保育申込み 5. 職員等の体制 平日 16時30分～17時05分 0・1歳児 2名内管理職1名 2・3・4・5歳児 2名内管理職1名 平日 17時05分～18時00分 3名内管理職1名と施設長（又は副所長） 平日 7時30分～8時30分 2名内管理職1名 土曜 3名内管理職1名と施設長（又は副所長） 7時30分～8時30分 2名内施設長（又は副所長）1名 ・施設長（副所長）及び管理職は、超勤手当無し	1. 通常の保育時間 平日 8時30分～17時00分 2. はずかり保育の時間設定 平日 7時30分～17時30分 3. 希望保育の時間設定 土曜 7時30分～13時00分 4. 延長保育申請方法 保護者からの連絡等にて対処 5. 職員等の体制 普段と同様	1. 通常の保育時間 平日 8時30分～16時30分 2. はずかり保育の時間設定 平日 7時30分～18時00分 3. 希望保育の時間設定 土曜 7時30分～13時00分 4. 延長保育申請方法 様式を統一 5. 職員等の体制 各保育所の実績により、職員の配置体制を決定 平成17年度は現行を継続し、統一した制度については平成18年度から実施			

合併協定項目番号	23 - 22	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会																					
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当については、合併時に統一する。 ・民生委員推薦会については、合併時に統合する。 																											
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果																								
児童手当	<p>1.対象 児童を養育している者で、観音寺市において住民基本台帳に記載されている者。かつ一定の児童を看護し、かつその児童と一定の生計関係にあるもの、かつ前年の所得が所得制限限度額未満のもの。</p> <p>2.手当(支給額)</p> <table border="0"> <tr><td>第1子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>10,000円</td></tr> </table> <p>3.申請方法 児童手当認定請求書の提出による。 出生、転出入の際</p> <p>4.支給方法 年3回 口座振替</p>	第1子	5,000円	第2子	5,000円	第3子以降	10,000円	<p>1.対象 児童を養育している者で、観音寺市において住民基本台帳に記載されている者。かつ一定の児童を看護し、かつその児童と一定の生計関係にあるもの、かつ前年の所得が所得制限限度額未満のもの。</p> <p>2.手当(支給額)</p> <table border="0"> <tr><td>第1子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>10,000円</td></tr> </table> <p>3.申請方法 児童手当認定請求書の提出による。 出生、転出入の際</p> <p>4.支給方法 年3回 口座振替</p>	第1子	5,000円	第2子	5,000円	第3子以降	10,000円	<p>1.対象 6歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方（ただし、所得額の制限あり）</p> <p>2.手当(支給額)</p> <table border="0"> <tr><td>第1子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>10,000円</td></tr> </table> <p>3.申請方法 健康福祉課窓口にて児童手当認定請求書提出</p> <p>4.支給方法 2月・6月・10月にそれぞれ前月分までを届出口座に振込</p>	第1子	5,000円	第2子	5,000円	第3子以降	10,000円	<p>1.対象 児童を養育している者で、観音寺市において住民基本台帳に記載されている者。かつ一定の児童を看護し、かつその児童と一定の生計関係にあるもの、かつ前年の所得が所得制限限度額未満のもの。</p> <p>2.手当(支給額)</p> <table border="0"> <tr><td>第1子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>10,000円</td></tr> </table> <p>3.申請方法 児童手当認定請求書の提出による。 出生、転出入の際</p> <p>4.支給方法 年3回 口座振替</p>	第1子	5,000円	第2子	5,000円	第3子以降	10,000円
第1子	5,000円																											
第2子	5,000円																											
第3子以降	10,000円																											
第1子	5,000円																											
第2子	5,000円																											
第3子以降	10,000円																											
第1子	5,000円																											
第2子	5,000円																											
第3子以降	10,000円																											
第1子	5,000円																											
第2子	5,000円																											
第3子以降	10,000円																											
民生委員推薦会	<p>1.取扱事務 民生委員法施行令による</p> <p>2.民生委員数、主任児童委員数、民生委員1人当たり人口</p> <table border="0"> <tr><td>・民生委員数</td><td>80名</td></tr> <tr><td>・主任児童委員数</td><td>19名</td></tr> <tr><td>・民生委員1人あたり人口</td><td>565人</td></tr> </table> <p>3.委員報酬 委員 3,550円/回</p> <p>4.委員数 14名</p>	・民生委員数	80名	・主任児童委員数	19名	・民生委員1人あたり人口	565人	<p>1.取扱事務 民生委員法施行令による</p> <p>2.民生委員数、主任児童委員数、民生委員1人当たり人口</p> <table border="0"> <tr><td>・民生委員数</td><td>24名</td></tr> <tr><td>・主任児童委員数</td><td>2名</td></tr> <tr><td>・民生委員1人あたり人口</td><td>537人</td></tr> </table> <p>3.委員報酬 委員 4,000円/回（県要綱に基づく）</p> <p>4.委員数 14名</p>	・民生委員数	24名	・主任児童委員数	2名	・民生委員1人あたり人口	537人	<p>1.取扱事務 民生委員法施行令による</p> <p>2.民生委員数、主任児童委員数、民生委員1人当たり人口</p> <table border="0"> <tr><td>・民生委員数</td><td>18名</td></tr> <tr><td>・主任児童委員数</td><td>2名</td></tr> <tr><td>・民生委員1人あたり人口</td><td>536人</td></tr> </table> <p>3.委員報酬 委員 9,100円/回（県要綱に基づく）</p> <p>4.委員数 7名</p>	・民生委員数	18名	・主任児童委員数	2名	・民生委員1人あたり人口	536人	<p>1.取扱事務 民生委員法施行令による</p> <p>2.委員数 平成19年11月まで現行のとおり</p> <p>3.委員報酬 委員 7,000円/1日</p> <p>4.委員数 14名以内</p>						
・民生委員数	80名																											
・主任児童委員数	19名																											
・民生委員1人あたり人口	565人																											
・民生委員数	24名																											
・主任児童委員数	2名																											
・民生委員1人あたり人口	537人																											
・民生委員数	18名																											
・主任児童委員数	2名																											
・民生委員1人あたり人口	536人																											

合併協定項目番号	23 - 22	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針	・民生委員・児童委員協議会事業については、合併時に再編統一する。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
民生委員 ・児童委員協議会	<p>1.目的 民生児童委員の活動及び 地区民生児童委員協議会の推進</p> <p>2.事務内容 月1 定例会 4月 総会 9月 市出身者老人施設慰問 2月 地区別研修会 随時4 専門委員会（生活福祉・老人福祉 ・児童福祉・身障者児福祉） 随時独居・寝たきり・高齢者夫婦の実態調査</p> <p>3.協議会数 9</p> <p>4.委員数 99名（主任児童委員19名含む）</p> <p>5.報償額 年額 会長 140,640円 年額 委員 116,800円</p> <p>6.補助金関係 国の制度により決定</p>	<p>1.目的 社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に 立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、 もって社会福祉の増進に努める。</p> <p>2.事務内容 月1 定例会 6月 施設入所者とのふれあい研修 （雲辺寺登山） 8月 県内視察研修 12月 県内施設訪問 3月 町長との懇談会</p> <p>3.協議会数 1</p> <p>4.委員数 26名（主任児童委員2名含む）</p> <p>5.報償額 年額 会長 130,000円 年額 副会長 115,000円 年額 委員 110,000円</p> <p>6.補助金関係 民生委員活動費等負担金交付要綱に基づき申請</p>	<p>1.目的 社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に 立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、 もって社会福祉の増進に努める。</p> <p>2.事務内容 定例会 12回 （内9月 老人福祉施設慰問）</p> <p>3.協議会数 1</p> <p>4.委員数 19名（内主任児童委員2名含む）</p> <p>5.報酬額 年額 会長 130,000円 副会長 110,000円 委員 110,000円</p> <p>6.補助金関係 民生委員活動費等負担金交付要綱に基づき申請</p>	<p>1.目的 民生児童委員の活動及び 地区民生児童委員協議会の推進 運営は社会福祉協議会が運営</p> <p>2.事務内容 月1 定例会 4月 総会 9月 市出身者老人施設慰問 2月 地区別研修会 随時4 専門委員会（生活福祉・老人福祉 ・児童福祉・身障者児福祉） 随時独居・寝たきり・高齢者夫婦の実態調査 支所において単位民協の事務</p> <p>3.協議会数 11</p> <p>4.委員数 現行のとおり</p> <p>5.報償額 年額 会長 140,640円 年額 委員 116,800円</p> <p>6.補助金関係 国の制度により決定</p>			

合併協定項目番号	23 - 22	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針	・障害者社会参加促進事業については、合併時に再編統一する。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
障害者社会参加促進事業	<p>1. 手話及び要約筆記奉仕員関係事業</p> <p>(1) 手話通訳者設置事業 (市手話通訳者設置事業実施要綱) 委託先 香川県ろうあ協会 委託料 450,000円 委託内容 週に1日(月曜)通訳者が福祉事務所にいて、聴覚障害者の相談等を行う</p> <p>(2) 手話奉仕員等派遣事業 (市手話奉仕員、要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱) 委託先 手話 : 香川県ろうあ協会 要約筆記 : ゆうあい観音寺 委託料 手話 : 2時間未満 2,000円 2~4時間 3,500円 4時間以上 5,000円 委託内容 身体障害者等の申請により、委託先に依頼し、奉仕員を派遣する</p> <p>(3) 手話奉仕員等養成委託 委託先 市社会福祉協議会 委託料 410,000円 委託内容 奉仕員養成講座を開講し、奉仕員を養成する</p> <p>2. 自動車運転免許取得・改造助成</p> <p>(1) 自動車運転免許取得助成 (市の助成要綱) 対象者 18歳以上の身体障害者 障害程度が1~4級 助成内容 1人1回限りで、訓練費の2/3以内の額とし、10万円が限度</p> <p>(2) 自動車改造助成 (市の助成要綱) 対象者 重度(1,2級)の上肢・下肢又は体幹機能障害者で就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車に対する助成 助成額 限度額10万円</p> <p>3. 障害者スポーツ大会助成 委託先 市身体障害者協会 委託内容 市障害者スポーツ大会 ・スポーツ教室の開催</p> <p>4. 地域生活アシスタント育成 在宅の知的障害者に対する相談や指導等を行う地域アシスタントを育成する</p>						<p>1. 手話及び要約筆記奉仕員関係事業 観音寺市の例により実施する。 ・手話通訳者設置については、福祉事務所1日、各支所半日の週2日とする。</p> <p>2. 自動車運転免許取得・改造助成 観音寺市の例により実施する。</p> <p>3. 障害者スポーツ大会助成 18年度より実施する。</p> <p>4. 地域生活アシスタント育成 観音寺市の例により実施する。</p>

合併協定項目番号	23-22	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者小規模通所作業所運営補助事業については、合併時に統一する。 ・生活保護業務については、合併時に統一する。 						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
心身障害者小規模通所 作業所運営補助事業	<ol style="list-style-type: none"> 1.対象実施作業所 やまもも作業所 2.運営内容 市内在住の心身障害者であって、雇用されることが困難な者等を通所させて必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する 3.申請方法 市の交付要綱に基づき、作業所より交付申請を行う 4.助成内容 補助金を年4回に分けて支給する 			現行のとおり実施する。			
生活保護法に 関する業務	<ol style="list-style-type: none"> 1.目的 日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 2.対象者 生活に困窮するすべての国民で、法第4条に規定される各自のもてる能力に応じて最善の努力をしても、なおかつ最低生活が営めない者 3.事業内容 事業内容 ・要保護者との相談及び助言（他法活用等） ・生活保護申請書の受理 ・保護の開始及び変更 ・法の規定による各種扶助の実施 ・被保護者への指導及び指示 ・要保護者の資産等の調査、検診命令 ・要保護者又は扶養義務者の資産、収入の調査の囑託及び報告の請求 ・被保護者が指導・指示等に従わない場合の保護の変更、停止及び廃止 ・被保護者が保護を要しなくなった場合の保護の停止及び廃止 ・法の規定による被保護者が返還すべき額の決定及び費用の徴収 ・被保護者が単身世帯等で死亡した場合の葬儀等の手伝い ・規定による保護の変更、廃止又は停止に伴う保護金品の返還の免除 ・地区担当員による被保護者世帯への訪問調査活動 ・査察指導員による査察指導業務 経理事務 ・生活保護費国庫負担金の交付申請、経理状況報告及び事業実績報告等 ・生活保護費県費負担金の交付申請、経理状況報告及び事業実績報告等 ・生活保護費補助金の交付申請、経理状況報告及び事業実績報告等 ・保護費、保護施設事務費、診療報酬、介護報酬等の口座・窓口支払 	<ol style="list-style-type: none"> 1.目的 日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 2.対象者 生活に困窮するすべての国民で、法第4条に規定される各自のもてる能力に応じて最善の努力をしても、なおかつ最低生活が営めない者 3.事業内容 事業内容 ・要保護者との相談 ・生活保護申請書町経由で県申請 経理事務 口座払いの場合、県より被保護者の口座へ保護費を振り込む。 窓口払いの場合、町に振り込まれた保護費を窓口で現金にて支給する 	<ol style="list-style-type: none"> 1.目的 日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 2.対象者 生活に困窮するすべての国民で、法第4条に規定される各自のもてる能力に応じて最善の努力をしても、なおかつ最低生活が営めない者 3.事業内容 事業内容 ・要保護者との相談 ・生活保護申請書町経由で県申請 経理事務 口座払いの場合、県より被保護者の口座へ保護費を振り込む。 窓口払いの場合、町に振り込まれた保護費を窓口で現金にて支給する 	観音寺市の例により統一する。			